

いわてまち

農業委員会だより

発行：編集

岩手町農業委員会

令和2年3月31日発行

電話 62-2111 FAX 62-3589



主な内容

- ◆農地パトロール及び総会案件概要
- ◆農地の権利移動・農地転用
- ◆農業者年金



農地の有効利用を目的に、農地の所有者、耕作者、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員が集まり、農地の耕作状況や今後の見通しについて確認しました。

(写真は、子九十地区での様子)

お問い合わせは農業委員会またはお近くの農業委員へ

耕作放棄と違法転用を調査



農地の活用状況や耕作放棄地などを調査する農業委員のみなさん

調査対象面積は 23ヘクタール

町農業委員会（会長 松本良子）は、令和元年7月12日、農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しました。

農地パトロールは、約15・6ヘクタール（66筆）の農地を対象に調査。その結果、11・7ヘクタール（52筆）を要活用農地と判断し、3・9ヘクタール（14筆）を非農地と判断しました。

農地パトロールで

農地の有効利用促進

岩手県農業会議は、8月から11月までの4カ月間を県下統一農地パトロール月間としており、岩手町農業委員会では、毎年7月「農地の日」の時期に合わせて農地パトロールを実施しています。農地パトロールは、

それぞれの委員が、事前に担当地区を調査した情報をもとに、耕作放棄地の確認や調査、違法転用の早期発見と防止をすることにより、優良農地の確保や農地の活性化と有効利用を図っています。

令和元年度 農業委員会総会 決議概要

項目	件数	項目	件数
農地法第3条許可	22	農地利用集積計画 (利用権設定)	39
農地法第4条許可	5	贈与税等納税猶予届 出に係る証明	28
農地法第5条許可	24	農作業労賃の決定	1
農地法適用外証明	28	農業振興地域整備計 画に対する意見	4
転用の例外	6		



農地の貸借や移譲・転用は 農業委員会へ申請が必要です！

■農地を農地として売買・貸借するときは？

農地等（田・畑・採草放牧地）の所有権の移転や貸し借りなど権利の設定をする場合は事前に農業委員会の許可が必要です。（農地法第3条）

例えば、農地を買い取りまたは借り受けて、農業経営規模拡大をする場合や、農地を持っていない人が新たに農地を取得して農業を始める場合などが許可の対象となります。

（農地を相続する場合は農業委員会の許可は必要ありませんが、相続後に届出が必要となります。）

■農地転用とは？

農地等（田・畑・採草放牧地）を**それ以外の用途**に利用することをいいます。

それ以外の用途とは、例えば農家住宅、一般住宅、倉庫、物置、車庫等を建てる土地に利用することです。

■農地転用には農地法第4条（自分の農地を転用する場合）と農地法第5条（第三者から権利を取得または第三者と権利の設定をするなどして転用する場合）の2つのケースがあります。

農地法第4条・・・住宅、倉庫、物置、車庫等を所有者が使用する目的で転用すること。

農地法第5条・・・第三者から土地を購入または賃貸借権などの権利を設定して住宅、倉庫、物置、車庫等の用地に転用すること。

■自己住宅を建築するために農地転用をする場合 どのような場所でも許可になるのか？

どこでも好きな場所にといいわけにはいきません。

農業振興地域内の農用地区域内（農業用地として利用するために設けられた田畑などの区域）に介在する農地を転用する場合は、原則として転用は認められません。したがって、このような区域内の農地を転用する場合は、町が設定した農用地区域から除外申請手続きをしたうえで転用申請をする必要があります。（申請から除外まで4ヵ月程度かかります）

ただし、全ての除外手続きが認められるわけではないので事前に町（農林課）に確認することが必要です。

「全国農業新聞」購読はじめてみませんか。



地方版で身近なニュースもお伝えしています。

■発行日 毎週金曜日

■購読料 1ヵ月700円

■申込 農業委員会事務局または農業委員へ

農政の動きを知り経営に役立てる！
週刊でお届けする

「全国農業新聞」

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が農業者の立場から編集・発行している「農家のための情報誌」です。是非、ご購入ください。

農業者年金

長生きをマイナスにしたくない。

農業者のための年金が

あるなら入りたいと思う。



6つのメリット

- 農業者は広く加入できる終身年金。
- 老後を最後までサポート
- 全額社会保険料控除で大きな節税効果
- 保険料が自分で選べて、いつでも見直せる
- 条件を満たせば、月額最大1万円の国庫補助
- 少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金

国民年金(基礎年金)だけで不足する老後の家計を補うため、農業者年金に加入しましょう

加入いただいた皆さんのQ & A

Q & A

Q 農業者年金について、どの程度ご存知でしたか。

A 制度の内容はある程度知っていた。

Q 農業者年金は保険料の額を自由に決められ、保険料の全額が社会保険料控除など税制面の優遇措置があります。また、終身年金で、80歳前に亡くなられた場合、死亡一時金が遺族に支給されます。

Q 農業者年金にこれまで加入しなかった理由は何ですか。

A 年齢的にまだ加入しなくても良いと思っていたし、保険料の負担も大きかった。

Q 老後なんてまだまだ先と思うかもしれませんが、若いときから加入しておく、やがては大きな財産になります。認定農業者で青色申告している方等に認められる保険料の国庫補助は、若いときから加入しておけばその分補助期間が長くなります。

Q 農業者年金の魅力は何ですか。
A 国民年金に上乘せできるし積み立て方式だから。

Q 老後の家計費の不足を解消する国民年金の上乗せ年金として、農業者年金が最適です。また、加入者が積み立てた保険料とその運用益を併せた額により将来受取る額が決まる「確定拠出型」を採用し、被保険者の数や受給者の数の変化に影響を受けない安定した制度です。

お知らせ

- ☆農業者年金受給者の皆様、現況届が5月末日頃に届いたら、**6月30日までに**、必ず農業委員会に提出しましょう。
- ☆受給者のご家族様、受給されている方が亡くなられた場合は、届出をお願いします。

◎加入のご相談は、農業委員、JA新しいわて、または農業委員会事務局へ◎
JA新しいわて岩手支所...Tel(62)2161 農業委員会事務局...Tel(62)2111(内線313)